

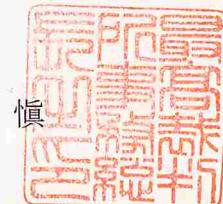
最高裁秘書第5259号

令和元年11月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



慎

司法行政文書の開示についての通知書

令和元年10月15日付け（同月16日受付、第014352号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

平成7年3月訟廷執務資料第64号「事件記録等保存規程の解説（改訂版）」

抜粋（片面で3枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

(6) 民刑訴訟記録保存規程

(大正7年6月3日司法省法務局庶第7号訓令)

〈原文は綴書〉

改正・大正13年7月一刑 事第 1089号
昭和4年12月23日民 事第 11672号
同13年4月12日民事甲第 426号

- 第1条 民事記録ハ別段ノ定アルモノヲ除ク外10年間之ヲ保存スヘシ特別法ノ規定ニ依リ通常裁判所ノ権限ニ属スル事件ノ記録亦同シ
- 第2条 非訟事件、強制執行、仮差押、仮処分、配当手続又ハ執行文付与ニ関スル記録ハ5年間之ヲ保存スヘシ強制執行異議ニ関スル記録亦同シ。
- 第3条 調停事件又ハ和解事件ノ記録ハ3年間之ヲ保存スヘシ
- 第4条 復権ニ関スル記録ハ1年間之ヲ保存スヘシ
- 第5条 過料ニ関スル事件ノ記録ハ1年間之ヲ保存スヘシ其ノ執行ニ関スル記録ノ保存期間ハ第2条ノ例ニ依ル
- 第6条 選挙ニ関スル事件ノ記録ハ3年間之ヲ保存スヘシ
- 第7条 前6条ノ規定ニ依ル保存期間ハ裁判ノ確定其ノ他事件完結ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- 第8条 督促手続ニ関スル記録ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ノ確定ニ因リテ事件完結シタルトキハ3年間其ノ他ノ事因ニ因リテ事件完結シタルトキハ1年間之ヲ保存スヘシ
- 第9条 公示催告事件ノ記録ハ左ノ区分ニ従ヒ之ヲ保存スヘシ
- 1 除権判決ニ対シ不服ノ訴ノ提起ナキ場合ニ於テハ除権判決言渡後7年
 - 2 除権判決ニ対シ不服ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ判決確定ノ日ヨリ5年
 - 3 其ノ他ノ事由ニ因リ事件完結シタル場合ニ於テハ完結後3年
- 第10条 事件カ裁判ニ因ラシテ完結シタル場合ニ於テハ記録ノ保存期間ハ其ノ完結ノ日ヨリ5年トス但シ本令ニ之ヨリ短キ保存期間ノ定アルモノニ付テハ其ノ定ニ従フ（昭13民甲426号改正）
- 第11条 仮差押、仮処分又ハ証拠保全其ノ他ノ附隨事件ノ記録ハ強制執行記録又ハ本件記録ノ保存期間之ヲ保存スルヲ以テ足ル

- 記録ニ編綴セサル書類ニシテ用済ニ属スルモノノ保存期間ハ之ヲ1年トス
- 第12条 裁判ノ原本ハ特別ノ保存期間ノ定アルモノヲ除ク外記録ノ保存期間之ヲ保存スヘシ
- 第13条 本案ニ関スル判決ノ原本ハ永久ニ之ヲ保存スヘシ但シ仮差押又ハ仮処分ニ関スル判決ノ原本ハ此ノ限ニ在ラス
- 第13条ノ2 民事訴訟法第443条ノ規定ニ依リ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スル支払命令ノ原本ハ永久ニ之ヲ保存スヘシ其ノ他ノ支払命令ノ原本ノ保存期間ハ第12条ノ例ニ依ル
- 第14条 禁治産、準禁治産、破産ノ宣告又ハ復権ノ決定ノ原本ハ永久ニ之ヲ保存スヘシ
- 第15条 和解請求ノ棄却若ハ認諾ヲ記載シタル調書、調停調書、破産若ハ和議債権表又ハ仲裁判断ノ原本ハ50年間之ヲ保存スヘシ
証拠保全ノ為ニスル証拠調ノ調書ハ30年間之ヲ保存スヘシ
- 第16条 削除
- 第17条 第13条乃至第14条ノ裁判ヲ除クノ外事件ヲ終局スル本案確定裁判ノ原本ハ其ノ確定ノ日ヨリ其ノ他ノ本案終局裁判ノ原本ハ其ノ裁判カ効力ヲ生シタル日ヨリ10年間之ヲ保存スヘシ
前項ノ保存期間カ事件記録ノ保存期間ヨリ短キトキハ裁判ノ原本ハ記録ノ保存期間之ヲ保存スヘシ
- 第18条 民事訴訟法第228条ノ規定ニ依ル訴状却下命令確定シタルトキハ其ノ命令ノ原本ハ補正命令及関係書類ト共ニ1年間之ヲ保存スヘシ控訴状又ハ上告状ノ却下命令ノ原本亦同シ
- 第19条 過料ノ裁判ノ原本ハ5年間之ヲ保存スヘシ
- 第20条 他ノ事件ニ附隨スル事件ニ付テノ裁判ノ原本ハ本件記録ノ保存期間之ヲ保存スヘシ
- 第21条 裁判又ハ第15条ノ調書ノ内容ヲ明ニスル為必要ナル書類及民事訴訟法第47条ノ規定ニ依ル当事者ノ選定、変更ヲ証スル書面ハ當該裁判又ハ調書ノ原本ノ附属書類トシテ原本ト共ニ之ヲ保存スヘシ事件ニ付上級審ニ於テ為シタル終局裁判ノ正本ノ送付アリタルモノ亦同シ

前項ノ規定ハ裁判確定ノ事実ヲ明ニスル為必要ナル書類及終局判決後ノ訴ノ取下書ニ之ヲ準用ス但シ裁判ノ原本ニ其ノ事実ヲ明ニスル為必要ナル事項ヲ附記シ裁判所書記之ニ署名捺印シ之ヲ以テ附属書類ノ保存ニフルコトヲ得

第22条 保存期間満了ノ後ト雖特別ノ事由ニ因リ保存ノ必要アリト認ムヘキ記録又ハ書類ハ其ノ事由ノ存スル期間之ヲ保存スヘシ

第23条 上告審ニ於テ上訴ヲ終結スル裁判ノ原本ハ前数条ノ規定ニ拘ラス永久ニ之ヲ保存スヘシ
第二審ニ於ケル抗告ノ裁判ニシテ訴訟手続ニ関スルモノノ原本ハ5年間之ヲ保存スヘシ

第24条 刑事記録ハ事件ニ付言渡シタル刑ノ種類ニ従ヒ左ノ区別ニ依リ之ヲ保存スヘシ但シ刑ノ時効完成シタル場合ニ於テハ其ノ完成後1年間之ヲ保存スヘシ

1 死刑又ハ無期刑	15年
2 6年以上ノ有期刑	10年
3 6年未満ノ有期刑	5年
4 罰金	3年
5 拘留又ハ科料	1年

前項第1号乃至第4号ニ掲クル刑ノ言渡アリタル場合ニ於テハ記録ハ其ノ言渡ノ効力ヲ失ヒタル後1年間之ヲ保存スルヲ以テ足ル

第25条 刑ノ言渡ヲ為ササル終局判決又ハ予審免訴ノ決定アリタル場合ニ於テハ記録ハ左ノ区別ニ依リ之ヲ保存スヘシ但シ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑ナキコトヲ理由トスル予審免訴ノ決定アリタル場合ニ於テハ公訴時効ノ期間又ハ再起訴ニ係ル事件ノ記録ノ保存期間之ヲ保存スヘシ

1 死刑又ハ無期刑ニ該ル事件	10年
2 有期刑ニ該ル事件	5年
3 罰金ニ該ル事件	3年
4 拘留又ハ科料ニ該ル事件	6月

第26条 削除

第27条 不起訴記録ノ保存期間ニ関シテハ第25条ノ規定ヲ準用ス但シ微罪処分又ハ起訴猶予ニ係ルモノハ5年間之ヲ保存スヘシ

第28条 檢事ノ処分ニ対スル抗告事件ノ記録ハ3年間之ヲ保存スヘシ

第29条 刑ノ執行猶予ノ取消ニ関スル記録其ノ他前数条ニ掲ケサル刑事記録ノ保存期間ハ之ヲ3年トシ記録ニ編綴セサル書類ニシテ用済ニ属スルモノノ保存期間ハ之ヲ1年トス

第30条 徵収処分ニ関スル執行記録ノ保存期間ハ第2条ノ例ニ依ル

第31条 左ニ掲クル裁判ノ原本ハ後3条ニ定ムルモノヲ除クノ外永久ニ保存スヘシ

1 判決

2 刑法第52条又ハ第58条ノ規定ニ依リテ刑ヲ定ムル決定

3 刑ノ執行猶予取消ノ決定

第32条 罰金ノ裁判、刑ノ言渡ヲ為ササル判決又ハ予審免訴決定ノ原本ハ20年間之ヲ保存スヘシ

第33条 拘留又ハ科料ノ裁判ノ原本ハ5年間之ヲ保存スヘシ証人、鑑定人、通事又ハ翻訳人ニ対スル過料の裁判ノ原本亦同シ

第33条ノ2 刑事訴訟法第361条ノ規定ニ依ル公判調書ノ保存期間ハ事件ニ付言渡シタル刑ノ種類ニ従ヒ第31条第1号、第32条及第33条ノ例ニ依ル

第34条 前4条ニ定ムルモノヲ除クノ外裁判ノ原本ハ記録ノ保存期間之ヲ保存スヘシ

第35条 上級審ヨリ送付アリタル終局裁判ノ副本ハ第一審裁判ノ原本ノ附属書類トシテ其ノ原本ト共ニ之ヲ保存スヘシ

上訴ニ依リ各審級ノ裁判ヲ異ニスル場合ニ於ケル裁判原本ノ保存期間ハ其ノ事件ヲ完結スル終局裁判ノ趣旨ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第36条 第23条ノ規定ハ刑事裁判ノ原本ニ之ヲ準用ス

第37条 刑事記録其他ノ書類ノ保存期間ハ別ニ起算日ヲ定メタルモノヲ除クノ外裁判ノ確定其ノ他事件完結ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第38条 保存期間満了ノ後ト雖私訴繫属ノ為又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ特ニ保存ノ必要アリト認ムヘキ刑事記録又ハ書類ハ其ノ事由ノ存スル間之ヲ保存スヘ

シ

第39条 懲戒事件ノ記録其ノ他ノ書類ニ付テハ第1条、第12条、第23条第1項、
第29条乃至第31条、第33条、第35条、第37条及前条ノ規定ヲ準用ス

第40条 重要ナル事件ノ記録ニシテ史料又ハ後日参考ト為ルヘキモノハ保存期
間満了ノ後ト雖引続キ之ヲ保存スヘシ

前項ノ記録ハ特別ニ之ヲ保管シ相当ナリト認ムルトキハ之ヲ本省ノ保管ニ
移スヘシ

第41条 保存期間満了シタル書類ヲ廃棄セントスルトキハ書記課ニ於テ目録ヲ
作り裁判所又ハ検事局ノ長ノ認可ヲ受クヘシ

附 則 (昭和4年12月23日民事第11678号)
本令ハ昭和4年10月1日以後ニ保存期間ノ進行ヲ開始スヘキ書類ニ付之ヲ適
用ス

本令施行前從前ノ規定ニ依リテ保存期間満了シタル書類ハ其ノ規定ニ従ヒ之
ヲ廃棄スルコトヲ得

昭和4年9月30日以前ニ保存期間ノ進行ヲ開始シタル書類ノ保存ニ付テハ仍
従前ノ規定ニ依ル控訴院長又ハ検事長ハ司法大臣ノ認可ヲ得テ本令ニ付細則ヲ
定ムルコトヲ得

附 則 (昭和13年4月12日民事甲第426号)
本令ハ昭和13年5月1日ヨリ之ヲ施行ス
昭和13年4月30日以前ニ保存期間ノ進行ヲ開始シタル書類ノ保存ニ付テハ仍
従前ノ規定ニヨル